

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 一
- 県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定 (農村整備課) 四
- 交換分合計画の相当の認可 (同) 四
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 四
- 保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度 (同) 五
- 道路の区域変更 (道路課) 六
- 港湾施設の概要 (港湾課) 六
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (障害福祉課) 六

## 告 示

○ 宮城県告示第七十六号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

○ 宮城県告示第七十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十二年十一月から十二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市立病院	仙台市若林区清水小路三、一	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町二丁目四三、三	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
財団法人広南会広南病院	仙台市太白区長町南四丁目二十、一	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三、十	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
徳永整形外科病院	大崎市古川北町二丁目五、一二	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
三浦病院	大崎市古川三日町二丁目三、四五	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中江南二七八	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
登米市立佐沼病院	登米市迫町佐沼字下田中二五	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七、二	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
石巻市立雄勝病院	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑一、二五	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
石巻市立牡鹿病院	石巻市鮎川浜清崎山七	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
気仙沼市立病院	気仙沼市字田中一八四	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
気仙沼市立病院	気仙沼市南町一丁目三、七	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
猪苗代病院	南三陸町志津川字汐見町一五	平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日
公立志津川病院		平成二十三年二月一日	平成二十六年二月三十一日

安全性に関する検査  
平成22年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社東北水産理化学研究所 塩釜市	同左	リン・カルシウム混合飼料	ニューヌイミックスA	H22.11	重金属・鉛、水銀、カドミウム、動物由来たん白質・肉骨粉等	無
日本農産工業株式会社 塩釜市	同左	ほ乳期子豚育成用配合飼料	ノーサン印子豚人工乳前期用配合飼料 めんこい三	H22.11	重金属・鉛、水銀、カドミウム	無
ナーソン株式会社 東北工場 大綱町	同左	ネオラル入り混合飼料	ネオ・ナーソン	H22.10	動物由来たん白質・肉骨粉等	無
有限会社シエルス 松島町	同左	カキ殻	シエルミール	H22.11	動物由来たん白質・肉骨粉等	無

栄養成分に関する検査  
平成22年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験結果の概要							違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %		水溶性窒素 %	ペクチン消化 %	TDN %	ME kcal/kg
日本農産工業株式会社 塩釜市	同左	ニチモウ印ぎんざけ及びます類育成用配合飼料 Nニチモウ強化6P	H22.11	38.4	18.2	2.55	1.47	1.8	9.9						無
				ノーサン印ます類育成用配合飼料	H22.11	49.3	4.4	3.48	1.99	1.4	13.3				





(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類  
同一の単位とされる  
保安林の種類

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区	三七三・一一
北上川下流	三八三・二三
石巻地区	三三四・〇一
迫川地区	一、〇五三・六〇
江合川上流	七五三・二四
鳴瀬川上流	一、二九二・八二
江合川下流	〇・八四
鳴瀬川下流	
黒川地区	一八二・三八
仙台地区	一、三七一・三二
白石地区	一、六一九・四四
本吉地区	二四・八六
北上川下流	七・五四
石巻地区	二〇・〇二
迫川地区	七八・二〇
江合川上流	一八〇・九二
鳴瀬川上流	二六〇・五七

防風保安林

干害防備保安林

江合川下流	一一・九八
鳴瀬川下流	
黒川地区	三八・六二
仙台地区	五九・四二
白石地区	二一〇・八六
蔵王町	〇・一二
川崎町	〇・四六
仙台市	五・一八
石巻市	二一三・五三
気仙沼市	二四・一三
白石市	三・三〇
角田市	二・〇八
登米市	一〇・一四
栗原市	二・一九
東松島市	四・三六
大崎市	五七・五四
七ヶ宿町	五・一四
柴田町	〇・九八
丸森町	二・七二
大和町	三・六〇
大郷町	〇・三〇
加美町	六・七二
女川町	一六・五三
南三陸町	〇・七六
石巻市	一七・五八
気仙沼市	二・五三
東松島市	〇・四二
女川町	〇・八八
南三陸町	〇・九〇
宮城北部地区	一八・二〇
宮城南部地区	七・〇九

魚つき保安林

保健保安林

○宮城県告示第八十二号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十三年二月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小牛田松島線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
前	後	後	前	後	
A	B	A	A	B	
一三・八	一一・五	一三・八	一八六・〇	一三七・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一四・三	四五・〇	一四・三	一八六・〇	一三七・二	
一三・八	四・八	一三・八	一八六・〇	一三七・二	
一四・三	一・三	一四・三	一八六・〇	一三七・二	

○宮城県告示第八十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港仙台区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港事務所において縦覧に供する。  
平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種類	施設名	位置	構造	数量・能力	備考
係留施設	雷神心頭一号岸壁	仙台市宮城野区港三丁目地内	鋼矢板控組杭式	延長一九〇メートル 水深D・Lマイナ ス七・五メートル	変更
係留施設	雷神心頭二号岸壁	仙台市宮城野区港三丁目地内	鋼矢板控組杭・直立消波併用式	延長二二〇メートル 水深D・Lマイナ ス九・〇メートル	変更
係留施設	雷神心頭三号	仙台市宮城野区	鋼矢板控組	延長二二〇メートル	廃止

岸壁	港三丁目地内	杭・直立消波併用式	水深D・Lマイナ ス七・五メートル
----	--------	-----------	----------------------

○宮城県告示第八十四号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 公 告

- 一 都市計画の種類及び名称  
1 種類 石巻広域都市計画市場  
2 名称 一号 女川町地方卸売市場
- 二 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十三年二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県拓桃医療療育センター磁気共鳴診断装置（MRI）賃貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結日から平成二十六年九月三十日まで
  - 4 履行場所 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙二十番地
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。
  - 3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十二条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該業務又は類似する業務を複数回実施した実績を有すること。

10 保守及び修理体制が整備されていること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年二月二十五日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県保健福祉部障害福祉施設整備班担当 千葉 里子 電話〇二二・二二一・二五五八

2 入札説明書の交付期限

平成二十三年二月十七日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年二月十四日（月）午後五時までに1に掲げる場所へ申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年二月二十五日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十三年三月十四日（月）午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到着すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までとする。

5 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十三年三月十五日（火）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階六一一会議室  
五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 本件調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする ことの有無 無

8 契約書の作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item to be Procured : Lease of a magnetic resonance imaging system  
1 set

2 Period of Lease : July 1, 2011 to September 30, 2014

3 Place of Delivery : Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center

4 Deadline for Bid : march 14, 2011, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Satoko Chiba, Management Section, Disabled Person's Welfare Division,  
Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai,  
Miyagi, 980-8570 Japan, TEL: 022-211-2558